6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した経営事項評価点数が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については900点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けた際に算出した経営事項評価点数が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については900点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　企業は、平成23年度から競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限までに完成し、引渡が完了した次の㋐の基準を満たす工事を元請として施工した実績（公共・民間工事を問わない。）を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次の㋑の基準を満たす工事を元請として施工した実績（公共・民間工事を問わない。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
なお、請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まないものとする。
また、当該施工実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係る実績又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で工事成績相互利用適用対象工事に該当する工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。
㋐　同種工事１
・新築又は増築で躯体及び仕上を含む建築一式工事
①　建物用途　戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途
②　構造　木造、鉄骨造（プレハブを除く）、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
③　工事規模　延べ面積　300㎡以上（増築の場合は、増築部分の延べ面積）
④　階数　問わない
㋑　同種工事２
・新築又は増築で躯体及び仕上を含む建築一式工事
①　建物用途　倉庫及び車庫を除く用途
②　構造　問わない
③　工事規模　問わない
④　階数　問わない
⑹　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
7　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html
9　資格審査結果の通知
資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、名寄税務署新営26建築その他工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。
⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局開発監理部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。
⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。
ア　北海道開発局事業振興部工事管理課
イ　北海道開発局営繕部営繕管理課

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、下記のとおり資料等の提供を招請します。
令和８年６月８日
警察庁長官官房会計課理事官　重成　麻利
◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13
○第 901 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、28
⑵　導入計画物品及び数量
映像表示・配信システム　１式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　令和10年度以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。
2　資料及びコメントの提供方法
⑴　資料等の提供期限　令和８年７月９日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁長官官房通信基盤課課長補佐　中川　誠一　電話03―3581―0141内線6189
3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　令和８年６月８日から令和８年７月９日まで。
⑵　交付方法　本公告日から調達ポータル上にてダウンロード可能。
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101
4　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 15, 28
⑵　Nature and quantity of the products to be required : Audio Visual and Delivery System, 1 set
⑶　Type of the procurement : purchase
⑷　Basic requirements of the procurement : as enclosure
⑸　Time-limit for the submission of the requested material : 17 : 00　9 July, 2026
⑹　Contact point for the notice : NAKAGAWA Seiichi, Communications Infrastructure Division, Commissioner General's Secretariat, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141 ext. 6189

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和８年６月８日
国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事　中山　裕司
◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量
①　2027年度　国立研究開発法人情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所で使用する電力需給契約　一式
②　2027年度　国立研究開発法人情報通信研究機構北陸連携研究センターで使用する電力需給契約　一式